③ 認知症の人を支える制度や支え合いのしくみ

P13･14の「一覧表」に対応しています。

＊制度によって利用のための条件等がある場合があります。
詳しくはそれぞれの相談窓口へお問い合わせください。

＊介護予防のために

◎介護予防講演会
介護予防の方法を知り、日常生活の中で認知症予防等に取り組むきっかけとなるように、専門家をお呼びして介護予防講演会を開催しています。

相談窓口：市高齢福祉課

◎介護予防事業での認知症予防の啓発
認知症の発症や進行予防についての知識を、地域の集まりなどの機会にお話しています。また、介護予防教室で認知症予防の講話や脳活性化運動を行っています。

相談窓口：市高齢福祉課

＊安心・見守り

◎認知症サポーター養成講座
認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族をあたたかい目で見守る「応援者」です。この講座で、認知症を理解し、自分で何ができるか考え、行動するサポーターを増やし、認知症の人が暮らしやすい地域をつくることを目指しています。

相談窓口：地域包括支援センター

◎緊急通報装置の設置
緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、生活不安の解消のために緊急通報できる装置・ペンダント型発信機・安否センサーを貸与します（固定電話のある家庭のみ）。

相談窓口：市高齢福祉課

＊人とのつながりを作る

◎ときめき週1クラブ
地域の方が公会堂などに集まって「しばた・ときめき体操」を行います。団体によっては、お茶飲みなどもしています。

相談窓口：市高齢福祉課

◎地域ふれあいルーム
家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、外出する機会をつくり、仲間づくりや、他者との交流を目的に、通いの場を提供しています。

相談窓口：市高齢福祉課

◎ふれあい・いきいきサロン
健康維持、閉じこもり防止、孤独感の解消などを目的とし、高齢者と地域の人が利用できる地域の交流の場です。

相談窓口：新発田市社会福祉協議会
（☎23-1000）

◎オレンジカフェ
認知症の方やそのご家族、認知症のことをもっと知りたい方等、だれもが気軽に立ち寄れ、お茶を飲みながら、リラックスして過ごせる集いの場です。語り合ったり、イベントに参加したり、専門職のスタッフに認知症や介護の相談をしたり、思い思いに過ごしていただけます。新発田市では、月１回生涯学習センターで「よ❤らっしぇ」を開催しているほか、各地域にカフェが開設されています。ぜひお気軽にご参加ください。

相談窓口：P２３参照

＊自分の役割を見つける

◎公益社団法人「シルバー人材センター」
高齢者に適した仕事を、登録会員に提供します。 豊かな知識と経験を活かし、「生きがい」や「社会参加」につなげることを目的としています。

相談窓口：新発田地域シルバー人材センター
（☎22-1010）

◎ボランティアセンター
活動先の紹介やボランティア講座など、ボランティアに関するさまざまな情報を提供し、活動相談を行って、その人に合ったボランティア活動をコーディネートし、サポートします。

相談窓口：新発田市社会福祉協議会
（☎23-1000）

＊生活の手助け

◎日常生活自立支援事業
判断能力が不十分な人に対して、福祉サービス利用のお手伝い、日常的なお金の出し入れのお手伝い、大切な書類等を預かるなどのお手伝いをします。

相談窓口：新発田市社会福祉協議会（☎23-1000）

◎在宅高齢者給食サービス
一人暮らし高齢者や病弱な高齢者、身体に障がいのある人に、栄養のバランスのとれた食事を配達することにより、健康維持と孤独感の解消を図ります。

相談窓口：新発田市社会福祉協議会（☎23-1000）

◎補聴器購入費の助成
軽・中等度の難聴で、身体障がい者手帳の対象とならない方に対して、補聴器購入費の一部を助成します。

相談窓口：市高齢福祉課

◎日常生活用具の給付
一人暮らしなどの高齢者に、電磁調理器・火災警報器・自動消火器などの日常生活用具を給付する制度です。

相談窓口：地域包括支援センター
または市高齢福祉課

◎成年後見制度
認知症等で判断能力が不十分な人が財産管理や日常生活での契約などを行うときに、不利益をこうむることのないよう、高齢者の権利と財産を守るための制度です。本人の判断能力が十分なうちにあらかじめ後見人を選ぶ「任意後見」と、裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」があります。 ※後見人は全てのことが出来るわけではありません。窓口で詳しい説明を聞き、家族でよく話し合ってから利用しましょう。

相談窓口：新発田市成年後見センター（☎20-8988）、地域包括支援センターまたは市高齢福祉課

P13･14の「一覧表」に対応しています。

＊制度によって利用のための条件等がある場合があります。
詳しくはそれぞれの相談窓口へお問い合わせください。

＊介護

◎紙おむつの購入助成券の発行

寝たきりの高齢者や認知症高齢者の家庭での生活を支援し、家族の負担を軽減するために、紙おむつを購入することのできる助成券（月額２，５００円以内）を発行します。

相談窓口：市高齢福祉課

＊医療

◎「脳の健康ファイル（阿賀北認知症地域連携パス）」

効果的に治療や介護をすすめるために、認知症の方を支援する、医療・介護・家族等の関係者が情報交換を行うためのファイルです。

相談窓口：かかりつけ医・担当のケアマネジャー・地域包括支援センターまたは市高齢福祉課

◎訪問歯科診療

歯科医師への通院が困難な高齢者を対象として、在宅歯科医療の申込みや、歯や口のことで困っている人の相談に対応します。

相談窓口：新発田市在宅歯科医療連携室（☎28-8451）

◎薬剤師の訪問による薬の管理

薬剤師が自宅に訪問し、お薬の説明や、管理のお手伝いをします。

相談窓口：下越薬剤師会（☎26-8931）

◎健康相談・栄養相談・歯科相談

相談窓口：市健康推進課

＊住まい

◎住宅改修

高齢者が住んでいる住宅を、身体状況に合ったものに改造するために必要な経費を助成します。利用できる条件等についてはお問い合わせください。

相談窓口：地域包括支援センターまたは市高齢福祉課

◎ケアハウス（軽費老人ホーム）

家庭や住宅の事情により自宅で生活することが困難な６０歳以上の高齢者が、低額で入居できる集合住宅です。食事の提供や見守りのほか、在宅福祉サービスが利用できるタイプの施設もあります。

相談窓口：市高齢福祉課

◎サービス付き高齢者向け住宅

単身・夫婦の高齢者世帯が居住できる住まいです。ケアの専門家が見守りや生活相談などを行います。※利用料は全額自己負担です。入居等については直接施設へご連絡ください。

相談窓口：市高齢福祉課

＊家族支援

◎認知症の方を介護している家族の集い

認知症の方を介護している家族介護者のため、認知症に関する講座や、介護者同士が思いを語り合う交流会を行っています。日頃の悩みを語り合うことでリフレッシュすることができたり、介護者同士のつながりができたりしています。

相談窓口：地域包括支援センターまたは市高齢福祉課

◎公益社団法人「認知症の人と家族の会」のつどい

認知症の人と介護する家族、そして認知症に関心を持つ人による自主的な団体です。新発田地区では月１回（毎月第３土曜日）、「つどい」が開催され、介護の悩みの相談や情報交換、勉強会を行っています。

相談窓口：新発田地区世話人 小林さん（☎080-5080-5360））

◎介護マーク

介護中であることを周囲に知ってもらうための全国共通のマークです。ケースに入れて首から下げておけば、介護中であることが一目でわかるため、トイレの付き添いの際など、誤解を受けてしまう事態を防ぐことができます。

相談窓口：地域包括支援センターまたは市高齢福祉課

＊緊急事態にそなえて

◎認知症高齢者見守り事業

認知症等により、一人で家に帰れない危険性のある高齢者等の情報を事前に登録し、ご本人の状況に合わせた地域の見守り体制づくりにつなげます。登録番号入りの「反射ステッカー」をご本人の靴などに貼りつけ、行き先が分からなくなった時の捜索や身元の特定の手掛かりとします。

相談窓口：市高齢福祉課

◎はいかいシルバーSOS ネットワークシステム

警察署が中心となり、市町村やバス・タクシー・新聞販売業者等の民間団体等の協力を得て、行方不明者の早期発見のためのネットワークを構築しています。行方不明になった際には、早いほど見つかりやすいので、ためらわずに警察に届け出ましょう。

相談窓口：新発田警察署（☎23-0110）

◎救急医療情報キット配付事業

高齢者などを対象に「救急医療情報キット（以下「救急キット」）」を配付しています。救急キットは筒型の容器で、かかりつけ医や処方薬などの情報を入れておき、病気やけがで倒れた際の迅速・確実な救命活動につなげます。

相談窓口：地域包括支援センターまたは市高齢福祉課

◎避難行動要支援者名簿

災害時の迅速な避難のために、避難時支援が必要な方に、名簿への登録をお願いしています。登録者情報は、民生委員や自治会等に事前に提供します。

相談窓口：市高齢福祉課

＊その他

◎認知症初期集中支援事業

認知症の専門知識をもった医療・福祉・介護の専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」が、早期の診断や対応をサポートします。認知症が疑われる人や認知症の人およびそのご家族を訪問し相談に応じ、医療機関の受診や介護サービス利用の支援などを集中的に行います。

相談窓口：地域包括支援センターまたは市高齢福祉課

◎高齢者運転免許証返納支援事業

高齢者の交通安全対策の一環として、運転に不安のある高齢者（６５歳以上）の方で、自主的に免許証を返納した方を支援する制度です。被害者・加害者となることを防ぐため、家族でしっかりと相談しましょう。

相談窓口：市地域安全課または新発田警察署（☎23-0110）